

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 千賀 則史

論 文 題 目

児童相談所の家族再統合に向けた心理援助に関する研究
ー子ども虐待の現場実践からのモデル構築ー

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	窪田由紀
名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授	金子一史
名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授	鈴木健一

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

児童相談所（以下、児相と略記）の子ども虐待対応は、児童虐待防止法の成立とその後の法改正などにより、虐待を受けた子どもの発見や保護の体制作りについては徐々に整備されつつあるが、親子分離後の家族再統合に向けた子どもや保護者への心理援助を行うことが緊急の課題となっている。そのような中で、本論文は、児相の現場実践の中から、家族再統合に向けた心理援助に関わるモデルの構築を試みたものである。

子ども虐待ケースの困難さは、子どもや保護者などの当事者が援助を求めない・求められないため、自発的な来所を前提とした一般的な相談の枠組みでは適切に対応できないことがあげられる。わが国の子ども虐待対応は、近隣や関係者からの児童虐待通告を受けて児相が介入を行うところから始まるものがほとんどであり、介入により生じる保護者からの激しい反発や抵抗に対処しながら、まずは家族に必要な援助を提供するための相談関係作りが必須である。また、通常の相談の枠組みからこぼれてしまうケースに対しては、単一の機関や職種で対応するのではなく、その家族に関係する様々な機関や職種のコラボレーションを前提とした地域でのネットワーク支援が必要不可欠である。

以上のように、児相の現場では、介入と支援を統合した協働的な心理援助モデルを構築することが期待されていると言える。しかし、こうした心理援助のあり方は、児相などの現場では以前から臨床実践は行われてきているものの、実証的な研究となると緒についたばかりであった。本論文では、児相の家族再統合に向けた心理援助について、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、M-GTA と略記）と事例研究を用いて子ども虐待の現場実践からボトムアップでモデルを構築することを目的としたものである。

第1章では、家族再統合支援に関する文献研究を行い、児相における子ども虐待対応の変遷や基本的な考え方について整理し、介入と支援を統合した新たな援助のあり方を模索する必要があることを課題として抽出している。こうした課題を前提として、児相における家族再統合に向けた心理援助のあり方について検討し、家族が問題を抱えながらも地域で暮らしていけるための周囲で支えるネットワーク形成が児相の家族再統合支援の一つのあり方であると結論づけている。

第2章では、児相の現場における臨床知を理論化するために、研究の方法論に関する基本的な考え方をまとめている。現場の複雑な事象を検討するためには、質的研究方法が必要であり、具体的な方法論として、事例研究やグラウンデッド・セオリー・アプローチ（GTA）を取り上げている。その上で、改めて本論文の目的と自身の立場を明確化し、第3章以降の本論文の構成について述べている。第3章で児相の援助プロセスのモデル化を試み、第4章から第6章で、子ども・保護者・地域に対するアプローチについて実践的な検討を加え、第7章で、こうした多面的なアプローチを行う児相などの心理職の役割についてモデル構築するというように、研究と実践を循環する構造となっていることを示している。

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

第3章では、介入から始まる子ども虐待対応における児相と保護者の関係性形成のプロセスを理論化するために、児相職員にインタビューを実施し、M-GTAによりモデル構築を試みている。その結果、児相の援助プロセスは、①【対峙関係】、②【児相の役割の明確化】、③【しぶしぶの相談関係】、④【家族再統合プログラム】、⑤【パートナーシップ】という順番で展開していくことを示すモデルを得ている。保護者が仕方なく児相に来所してくる「しぶしぶの相談関係」という最低限の関係性を糸口に家族再統合プログラムを開始し、児相と保護者がプログラムと一緒に取り組む中でパートナーシップという関係性が生まれるプロセスを示唆している。

第4章では、第3章で得られたモデルの実践的な検討を行うために、職権一時保護後の虐待再発防止のための教育プログラムを保護者に対して実施した事例を取り上げて、児相と保護者の関係性に焦点を当てて検討を行っている。子ども虐待対応における保護者へのアプローチとしては、家族再統合プログラムに導入するまでの流れが重要であり、本事例では、第一段階として保護者指導の枠組み作りを行い、第二段階として教育プログラムを実施し、児相と保護者が一緒に取り組んだことで、関係性が深まり、援助が進展していくプロセスを抽出している。

第5章では、子ども虐待対応の中でも対応が困難とされる性的虐待が疑われるケースに対する家族再統合支援について、特に一時保護中の子どもへのアプローチに焦点を当てて検討している。その結果、たとえ加害者とされる保護者が虐待を認めなかったとしても、安全パートナーリングのツールにより可視化された子どもの願いを触媒として、非加害者の保護者をエンパワメントするなど子どもを取り巻く周囲の人や環境に積極的に働きかけることで家族再統合に向けた援助が進展していくことを示唆している。

第6章では、第4章や第5章で取り扱っている保護者や子どもへのアプローチだけでは十分な効果を期待することは難しい子ども虐待ケースとして、保護者に精神疾患のある子ども虐待ケースを取り上げ、保護者や子どもの変容を目指すのではなく、地域へのアプローチを行うネットワーク支援によって家族再統合を目指す実践のあり方について検討している。

第7章では、家族再統合に向けた協働的な援助プロセスにおける児相などの心理職の役割を明らかにするために、様々な現場の援助者にグループインタビューを行い、M-GTAによるモデル構築を試みている。その結果、【柔軟な相談構造の構築】【多次元多層的な見立て】【ホールディングの環境整備】などが児相などの心理職の大切な役割であり、これらの役割が相互作用を起こすことでコラボレーションとしての家族支援が進展していくことを示している。これより、家族再統合支援においては、家族の生活圏の中にホールディング環境を作りあげ、その維持のための心理的なサポートをすることが重要であり、こうした心理援助を行うことで、家族が問題を抱えたままであっても、家族機能の再生・回復が促進されていくことを示唆している。

第8章では、第3章の子ども虐待対応における児相の援助プロセスに関するモデルと、第7章の児相などの心理職の役割に関するモデルを統合し、「家族再統合に向けた関係性を重視した心理援助モデル」を作成している。その上で、家族再統合に向けた心理援助のあり方としては、

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

子どもや保護者、さらには親子関係などに閉ざされたアプローチではなく地域全体に開かれたアプローチの視点が必要であり、こうした「全体への視点」を持った心理職が「あたたかい見立て」を軸として、子ども・家族・援助者の関係性を促進させるところに援助の本質があると結論づけている。最後に、本論文の限界として、本研究で構築したモデルは少数事例に仮説生成段階のものであり、援助者側の内省のみに依拠しているという限界に触れ、更なる実践・研究の蓄積や当事者の参加を得ながらの発展させていく必要性に言及している。

本論文は、一般的な心理支援の枠組みとは異なる介入から始まる子ども虐待対応の心理援助のモデルを、現場実践からボトムアップ的に構築した点に価値がある。これまで種々の困難事例に対して現場では蓄積されつつも、方法論上や研究倫理上の制約から共有・理論化が手つかずであった子ども虐待対応における家族再統合に向けた心理援助について一定のモデルを抽出し、事例を通して検証を行ったことは、まずは実践的に、さらに心理専門職がチーム援助において果たす多面的な役割・機能の理論化に向けても意義深い。

一方、本論文に対して審査委員からは以下の指摘がなされた。

- 1) 成功事例を繋ぎ合わせたモデル構成となっているが、このモデルを適用できる範囲、できない範囲が明確に示されている必要がある。
- 2) 1) と関連するが、複数の心理士の語りから家族再統合支援におけるある意味、理想的な心理士の役割を抽出した形となっており、実際にはどのように実現していくかの道筋がより明確に示される必要がある。
- 3) 子ども虐待について法律に基づいた定義がなされているが、法律整備以前に歴史的にどのように推移してきたかについての言及も必要なのではないかと思われる。
- 4) 5章の事例は子どもの事例であり、3章で示された家族との関係構築のモデルの検証事例とするには、背景にある家族との関係構築過程がより明確に記載される必要がある。
- 5) 保護者対応の過程で援助者に生じる感情として、非合理的な逆転移という概念が用いられているが、逆転移概念を広義としていることもあり、曖昧に用いられている。
- 6) 家族再統合プログラムを、家族と援助者の二者関係を三項構造とすることで対峙関係から脱するものと位置づけているが、プログラムそのものがどこにどのように効いてくるのかについて十分な言及が見られない。

これらの指摘に対して、博士学位請求者は十分に認識しており、質疑に対する回答も具体的かつ適切なものであった。以上を総合して、本論文は新たな視点と知見を提供するものと認められた。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した